

# 土地の売買にあたっては事前に届出が必要です

## ○ 公拡法による届出や申出のあらまし

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、地方公共団体等が必要な土地を計画的に取得することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）が定められています。

公拡法では、下記の届出制度と申出制度の2つを設けており、その土地が公共施設の整備等に必要なものとして判断されると、県、市町等が土地の所有者と協議を行い、合意に達すればその土地を買い取るものです。この制度を十分ご理解いただき、ご協力をお願いします。

## ○ 届出制度

土地の所有者が、次のような土地を売買や交換などにより有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前に知事（市の区域にある土地については、各市長。宇多津町の区域にある土地については、宇多津町長。）に届け出る必要があります。

| 対象となる土地  | 面積要件                    |
|--|-------------------------|
| ・ 都市計画決定された施設の区域内にある土地<br>・ 道路、都市公園、河川などとして計画決定された区域内にある土地<br>・ 都市計画区域内の土地 | 200㎡以上（※1）<br>10,000㎡以上 |

※1 各市の条例で、区域を限り100㎡以上200㎡未満の範囲で、面積要件を別に定める場合がありますので、各市の担当課にお問い合わせ下さい。

## ○ 申出制度

土地の所有者が、県や市町等の公的機関に対して、次のような土地の買取りを希望するときは、その旨を知事（市の区域にある土地については、各市長。宇多津町の区域にある土地については、宇多津町長。）に申し出ることができます。

| 対象となる土地  | 面積要件       |
|--|------------|
| ・ 都市計画決定された施設の区域内にある土地<br>・ 道路、都市公園、河川などとして計画決定された区域内にある土地<br>・ 都市計画区域内の土地 | 200㎡以上（※2） |

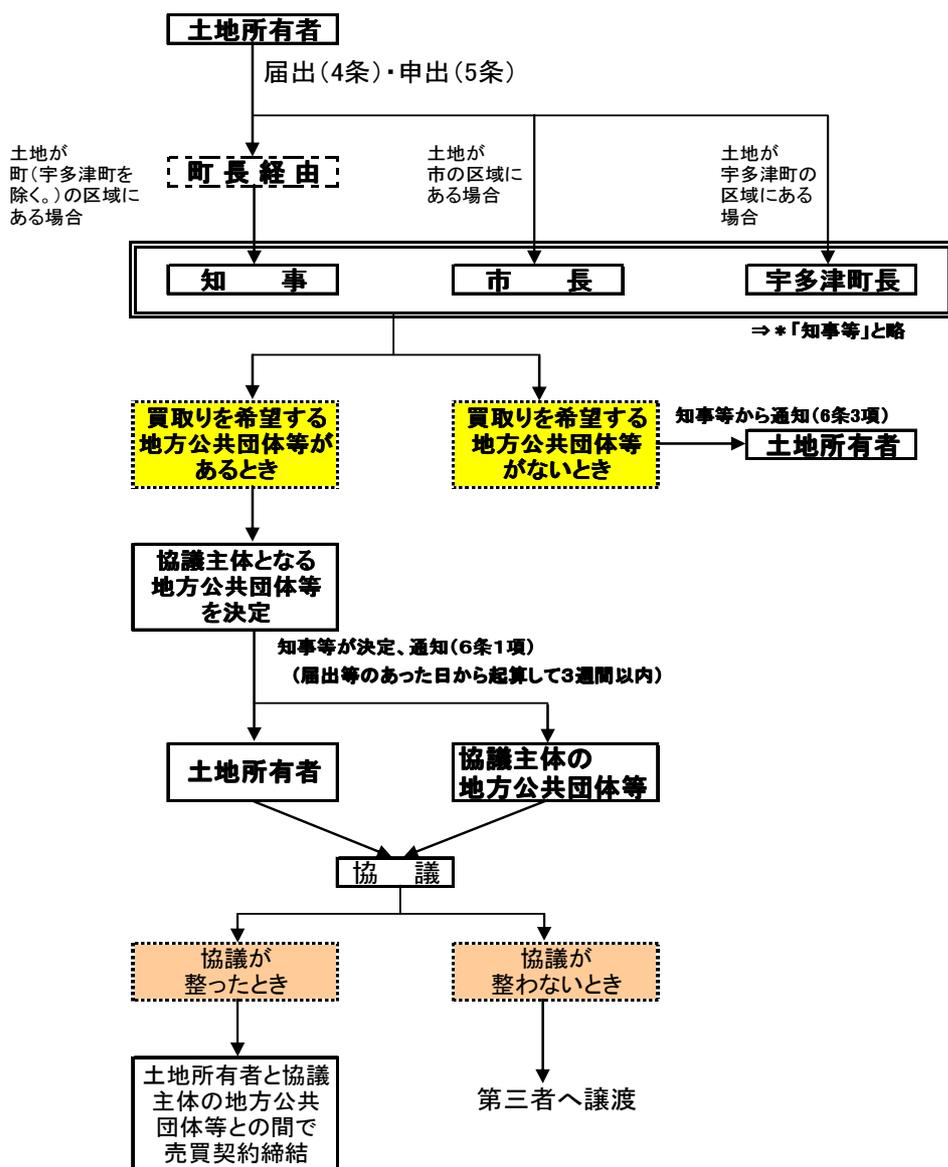
※2 各市の規則で、区域を限り100㎡以上200㎡未満の範囲で、面積要件を別に定める場合がありますので、各市の担当課にお問い合わせ下さい。

## ○ 手続きの流れ

- 1 土地所有者は、譲渡する前に、届出書又は申出書に位置図などの必要な書類を添付して、知事（市の区域に所在する土地については、各市長。宇多津町の区域に所在する土地については、宇多津町長。）に提出してください。（提出の窓口は、いずれも土地の所在する市町です。）
- 2 書類を受理した日から起算して3週間以内に結果を通知します。
- 3 買取を希望する地方公共団体等がある場合は、買取の協議に入ります。また、買取協議を行う旨の通知があった日から起算して3週間以内は、他人にその土地を譲渡することはできません。

【公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等から契約までの流れ】

※H25.4.1～



○ 必ず届出をしましょう

届出をしないで土地取引をしたり、虚偽の届出などをすると50万円以下の過料に処せられることがあります。

問合せ先

香川県土木部都市計画課 都市政策・計画グループ

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

TEL 087-832-3557

FAX 087-806-0222

公拡法の概要・届出等の様式については県のHPの「様式ダウンロード」に掲載しています。(県のHPのURL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/>)